

早稲田大学審査学位論文
博士（人間科学）概要書

遠距離介護から見る現代家族の変動

Perspective of the Change of Contemporary Family in Japan from
Sociological Analysis on Long-distance Caregiving

2010年1月

早稲田大学大学院 人間科学研究科

中川 敦

Nakagawa, Atsushi

研究指導教員： 河西 宏祐 教授

近年、高齢の親と遠く離れて暮らす子供たちの中には、要介護状態といった健康・生活上の不安が生じた親もとに頻繁に通う、いわゆる遠距離介護を行う者が現れている。本研究はこの遠距離介護に関する家族社会学的な考察である。なお本研究で対象とする遠距離介護とは、片道3時間以上かかる距離にある65歳以上の高齢の親の介護・世話をしている子供たちの経験を指す。

先行研究の検討を通じ、本研究では遠距離介護の当事者のリアリティに照らした分析から、第1に現代家族の規範のあり様の検討、第2に現代家族の変動の解釈を問い直し、第3に家族社会学の実証的かつ理論的な側面で深化・発展、第4に当事者への貢献の検討、という4つの課題を設定した。こうした研究課題にこたえるために、本研究では公開データの2次利用による計量分析および、15人の遠距離介護者のインタビューデータを中心にした質的分析を行なった。

2章では計量分析を通じ、別居介護に占める遠距離介護の割合を5~10%と見積もり、2004年時点の遠距離介護者を1万5300人~3万700人以上と推計した。

3章ではなぜ同居介護ではなく遠距離介護なのか、という問いについて考察を行ない、以下の3点を明らかにした。第1に息子、息子の妻の遠距離介護者は、イエ継承意識から親と同居をするべきという強い居住規範に直面していた。しかし息子、息子の妻は夫婦家族を重視していることなどからUターン同居が選択できず、親もまた子の呼び寄せ同居の提案を受け入れられないのであった。第2に男きょうだいを持つ娘の遠距離介護者は、親は他家に嫁いだ娘とは、別居をするべきという居住規範を強く持っていた。一方で親と同居するべきという居住規範は、遠距離介護者である娘の男きょうだいに対して強く課せられ、結果として男きょうだいたちはUターン同居を求められる。しかし男きょうだいがUターン同居をできない状況で、彼らは逆に呼び寄せ同居を提案するのだが、親もまたその提案に応じないのであった。第3に男きょうだいを持たない娘には、親から同居をすべきという居住規範を課せられる。しかし一方で男きょうだいを持たない娘は、夫婦家族での母、妻という地位と役割規範が顕在化することで、親のUターン同居の期待に応じることが困難になる。

遠距離介護は以上のように根強い居住規範に直面しながら行なわれているのであった。

4章では遠距離介護という行為の内実の検討を行なった。遠距離介護者は身体介護を行うことは少なく、医療・福祉サービスのコーディネイトと家事援助が多く担われる。これは家族の介護機能の縮小とも捉えられる。しかしなぜ縮小した介護機能を、遠く離れて暮らす子供が担うのであろうか。

高齢夫婦の親もとに通う遠距離介護者の家事援助の背景には、母親の家族外サービス利用への拒否感があり、母親の主婦としてのアイデンティティの維持に、遠距離介護での家事援助の意味があった。父親も夫婦の自助意識から外部サービスを拒否することがあるが、父親のみで家事遂行を継続することは困難な場合が多い。それゆえ遠距離介護者は、父親の外部サービスの利用を円滑にする役割を引き受けるのである。すなわち高齢の

親夫婦のもとに通う遠距離介護では、親夫婦の関係性の支援と結びついた家事援助が行われているのである。

1人暮らしとなった高齢の親のもとに通う遠距離介護者は、親と共有された固有の歴史を根拠に、住み慣れた家での生活という親の希望の調停を行なっている。遠距離介護の過程を通じて老いゆく親との、情緒的な絆を再生産しようと努力しているのである。

本研究の第1の課題は現代家族の規範のあり様の検討にあった。その結果、遠距離介護者が直面する根強い居住規範と、親夫婦の性別役割、親子の情緒的な絆を再生産に特徴付けられる近代家族的な規範という、2つの規範の併存が確認された。

本研究の第2の課題は現代家族の変動の理解を問い直しにあった。その結果、遠距離介護者が居住規範の根強さに直面するからこそ、身体介護をせずともその行為を遠距離介護と呼ぶ介護概念の拡張が必要であること、つまり遠距離介護の誕生は家族介護の意味を変動させようとする試みであることが明らかになった。

本研究の第3の課題は家族社会学の実証的発展と理論的深化を目指すことにあった。その結果、これまで客観的な変数として理論構築に大きな働きをしていた居住状況ですら、日常世界においては家族社会学が想定していない意味付与が行われていることが明らかになった。

本研究の第4の課題は遠距離介護者への貢献の検討にあった。その結果、家族社会学社は遠距離介護を安易に称揚するのではなく、遠距離介護を強制されない権利を保障する形で、当事者の遠距離介護をする権利を支援する方途を探求すべきでありあり、本研究の知見はそのための1つの指針となるものであった。